

令和4年10月20日

# 議 事 録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については〇で消しています。

福島県耶麻郡北塩原村農業委員会

令和4年度北塩原村農業委員会総会（10月定例会） 議事録

1. 開催日時

令和4年10月20日（木）午後1時30分～2時20分

2. 開催場所

北塩原村役場集会室1・2

3. 出席委員

	議席	氏名	出欠
会長	7	星源嗣	出
会長職務代理者	6	遠藤俊一	欠
農業委員	1	小椋隆子	出
〃	2	中川博之	欠
〃	3	岩田多吉	欠
〃	4	二瓶睦夫	出
〃	5	蓮沼喜久雄	出
農地利用最適化推進委員	—	奥川維之	出
〃	—	佐藤誠一	欠
〃	—	五十嵐好則	欠
〃	—	安部嘉久	欠
〃	—	柏谷孝雄	欠
〃	—	小椋功	欠

※ 出席委員 農業委員4名 在任委員（7名）の過半数に達したので、本会は成立した。

※ 今月は北山地区の議案があるため、地区担当の農地利用最適化推進委員 奥川 維之 委員が出席した。

4. 欠席委員

農業委員 2番 中川 博之、 3番 岩田 多吉、 6番 遠藤 俊一

推進委員 佐藤 誠一、五十嵐 好則、安部 嘉久、柏谷 孝雄、小椋 功

## 5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の選任
- 第2 会期の決定
- 第3 業務報告及び今後の予定
- 第4 提出議案  
議案第1号  
農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第5 その他

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 佐藤 博  
事務局 班長 渡部 達也  
事務局 主事 穴戸 開

## 7. 会議の内容

### ○事務局長

ただいまより、令和4年度北塩原村農業委員会定例総会10月定例会を開会いたします。  
それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

### ○会長

(挨拶)

### ○事務局長

会長ありがとうございました。総会の議長は、北塩原村農業委員会会議規則第4条によりまして会長が行う事になっておりますので、会長をお願いいたします。

### ○議長

暫時議長を務めさせていただきます。本日の会議の案件はお手元に配布のとおりでございます。会議に先立ち本日の出席委員の確認を行います。只今の出席委員は農業委員7名中4名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

また、今月は、北山地区の案件があるため農地利用最適化推進委員 奥川 維之 委員に参加頂いております。

○議長

それでは、北塩原村農業委員会会議規則第13条の規定による議事録署名委員の指名でございますが、本職より指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認め、4番、二瓶 睦夫 委員、5番、蓮沼 喜久雄 委員の両名を指名いたします。

○議長

お諮りいたします。会期の決定については、議案の関係上本日1日とすることにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認め、会期は本日1日と決しました。

○議長

それでは、業務報告及び今後の業務予定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

(事務局報告)

○議長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。以上で業務報告及び今後の業務予定に

ついて終了します。

#### ○議長

それでは、議事に入ります。議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。それでは、議案第1号、番号1番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

#### ○事務局

議案第1号、番号1番、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。次の農地法第3条第1項の規定による許可申請について意見を求めるものでございます。

1. 申請当事者の氏名等について、譲渡人は、〇〇〇〇さん、〇〇歳、〇〇字〇〇の方、譲受人は、〇〇〇〇〇〇さん、〇〇歳、〇〇字〇〇の方でございます。

2. 申請する農地の所在地及び面積は、

大字〇〇字〇〇〇〇番、地目は畑、面積は1,396㎡、

大字〇〇字〇〇〇〇番1、地目は田、面積は2,916㎡、

大字〇〇字〇〇〇〇番、地目は田、面積は3,113㎡、

大字〇〇字〇〇〇〇番1、地目は田、現況は畑、面積は1,009㎡、

以上4筆、合計8,434㎡でございます。

3. 権利を取得しようとする事由については譲渡人が、高齢化による経営縮小、譲受人はお孫さんが新規就農するためでございます。

4. 契約の内容について、権利の種類は、所有権移転。権利の設定時期は、農業委員会の許可日以降。権利の存続期間は、永年。土地の対価は、2,580,000円でございます。

5. 権利を取得しようとする者の耕作及び所有地の状況等につきましては記載のとおりでございます。

申請地位置図、申請箇所図につきましては、資料をご確認願います。

地元農業委員の意見としまして、5番、蓮沼喜久雄委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。

上記のとおり提出いたします。令和4年10月20日提出、北塩原村農業委員長星源嗣。以上で議案第1号、番号1番の所有権移転について、朗読と説明を終わります。

#### ○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査員である、5番、蓮沼喜久雄委員から調査結果について報告願います。

○委員（5番 蓮沼 喜久雄 委員）

10月11日、譲渡人である〇〇〇〇さんに話を伺いました。〇〇さんとしては、高齢で腰痛や持病などもあり営農することが厳しくなってきたため、田んぼを売りたいという話を周囲に相談していたところであった。その話を聞いた譲受人から田んぼ売って欲しいと話があり今回譲渡する運びとなったとのことでした。

譲受人は、孫が就農するためにきゅうり用のハウスを建てる農地を探していたとのことです。ビニールハウスを建てる資材なども予め用意をしているとのこと、また、一緒に営農する譲受人の孫の友人が現在きゅうり栽培の研修をして営農に向けて準備をしていることなどの話を聞きました。十分やる気があると思われれます。高齢化等もあり新たに農地を取得してまで農業をやりたい人間がなかなかいない中、やる気がある若者に農地を取得してもらいたいと考え、私としては許可相当と判断しました。

○議長

それでは、本件に関して地区担当の推進委員 奥川委員からもご意見などございますか。

○委員（推進委員 奥川 維之 委員）

現在の肥料高騰などもあり、今後は離農もますます増えていくと考えられます。そんな中、若者が新規就農し、農業にチャレンジしたいということであれば、私としては応援してあげたいです。

○議長

申請者がおじいちゃんということで、実際に畑を使う本人（孫）と直接話が出来ていない。本人のやる気がみえない部分がある。本人の農業経験などがほぼなく、実行性・継続性に疑問があります。

○事務局 渡部

許可後3年間は耕作をしてもらうこと、転売は行わないことを付帯事項として許可をするというのはどうでしょうか。

○議長

今回は、許可後3年間は耕作をしてもらうこと、転売は行わないことを付帯事項として許可をするというのでよろしいでしょうか。

○委員

異議なし。

○議長

他に、ご意見、ご質問等ありませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、これを条件付きで適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしましたので、これで議長の座を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○事務局長

ありがとうございました。それではその他になりますが、皆さまから何かございますでしょうか。

○委員

(なしの声)

○事務局長

無いようですので、以上をもちまして、北塩原村農業委員会定例総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

議長は、会議の次第を作成させ、それが相違ないことを証するため、署名委員とともに署名する。

令和 4年 10月 20日

北塩原村農業委員議長（会長） \_\_\_\_\_ ⑩

議事録署名委員 4番 \_\_\_\_\_ ⑩

議事録署名委員 5番 \_\_\_\_\_ ⑩